

## 議案第18号

### 債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債務者 3の各号の表に掲げる生活保護に係る債権21件に係る各債務者
- 2 債権の内容 3の各号の表の債権の内容欄に掲げる債権
- 3 放棄する理由及び債権の額 次の各号に掲げる理由により、当該各号の表の債権の額欄に掲げる金額の合計金9,275,001円及びこれらに対する遅延損害金並びに支払済みの返還金等に係る遅延損害金

(1) 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

	債権の内容	件数	債権の額
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に基づく返還金に係る債権	4件	金2,615,121円
2	生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金に係る債権	4件	金2,551,390円
3	生活保護法第25条第2項の規定に基づく保護の変更の決定又は同法第26条の規定に基づく保護の停止若しくは廃止の決定に伴い過払となった保護費の返還に係る債権	5件	金552,940円

(2) 債務者が死亡し法定相続人が存在せず、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

	債権の内容	件数	債権の額
1	生活保護法第63条の規定に基づく返還金に係る債権	1 件	金91,200円
2	生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金に係る債権	2 件	金2,940,000円
3	生活保護法第25条第2項の規定に基づく保護の変更の決定又は同法第26条の規定に基づく保護の停止若しくは廃止の決定に伴い過払となつた保護費の返還に係る債権	5 件	金524,350円

令和8年2月17日提出

大阪市長 横山英幸

#### 説明

債務者らに対する生活保護に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。